速報！判例ナビ

☆今月の事例☆
いわゆる全支店間支店順位付け方式による債権の差押えについて，差押債権の特定を欠き不適法であるとされた事例
（最三小決平23.9.20金法1931号32頁）

講師：アンダーソン・毛利・友常法律事務所　弁護士　臼杵善治

1st Step　事案の概要

本件は，抗告人が，抗告人の相手方に対する強制執行として，相手方の第三債務者である銀行に対する預金債権または貯金債権の差押えを求める申立てをした事案である。抗告人は，本件申立てにおいて，差し押さえるべき債権（以下，「差押債権」）を表示するにあたり，各第三債務者のすべての店舗または貯金事務センター（以下，単に「店舗」）を対象として順位付けをした上，同一の店舗の預貯金債権については，先行の差押えまたは仮差押えの有無，預貯金の種類等による順位付けをしている。原審（東京高決平23.6.6金法1926号120頁）は，本件申立てについて，差押債権の特定（民事執行規則133条2項）を欠き不適法であるとして，これを却下すべきものとした。

2nd Step　判　旨

抗告棄却。本決定は，本件申立てについて，差押債権の特定を欠き不適法であると判示した。その理由として，まず，民事執行法の債権差押の効果の規定（民事執行法145条1項，同条4項，同法156条2項）に照らすと，「民事執行規則133条2項の求める差押債権の特定とは，債権差押命令の送達を受けた第三債務者において，直ちにとはいえないまでも，差押えの効力が上記送達の時点で生ずることにそぐわない事態とならない程度に速やかに，かつ，確実に，差し押さえられた債権を識別することができるものでなければならないと解するのが相当」と述べ，差押債権の特定についての解釈指針を示した。

そして，本件申立てについて，「大規模な金融機関である第三債務者らの全ての店舗を対象として順位付けをし，先順位の店舗の預貯金債権の額が差押債権額に満たないときは，順次予備的に後順位の店舗の預貯金債権を差押債権とする旨の差押えを求めるものであ」るとした上，「各第三債務者において，先順位の店舗の預貯金債権の全てについて，その存否及び先行の差押え又は仮差押えの有無，定期預金，普通預金等の種別，差押命令送達時点での残高等を調査して，差押えの効力が生ずる預貯金債権の総額を把握する作業が完了しない限り，後順位の店舗の預貯金債権に差押えの効力が生ずるか否かが判明しないのであるから，本件申立てにおける差押債権の表示は，送達を受けた第三債務者において上記の程度に速やかに確実に差し押えられた債権を識別することができるものであるということはできない」と説示している。

3rd Step　実務の視点

預金債権の差押えについては，預金の種類や口座番号を特定せず，これらを含むいくつかの要素ごとに順位付けをする方法により差押債権を特定することが許容されていたが，支店に順位付けをして複数の支店につき差押えを求める申立ては，差押債権を特定するものではないとして，却下される取扱いが一般的であった。東京地裁や大阪地裁の執行専門部の裁判実務においても，複数支店の預金差押えは差押債権の特定を欠き不適法であると取り扱っていたようである。もっとも，近時，支店番号の順序により全支店を対象として差押命令を発する方式（以下，「全支店間支店順位付け方式」）により差押債権を表示することを認める高裁の決定も複数出されるようになり，高裁の判断が分かれていた（特定を肯定した裁判例として，東京高決平23.6.30金法1926号126頁等，特定を否定した裁判例として，東京高決平23.5.16判時2111号38頁等）。

本決定は，全支店間支店順位付け方式による差押命令の申立てについて，最高裁として，差押債権の特定を欠き不適法であるとの判断をはじめて示したものである。今後はこの最高裁の判断に従い，全国的に統一の取扱いがなされるものと思われる。

なお，本決定は，全店差押えについての判断であり，一部の支店に順位を付して行う複数店舗の預金を対象とする差押えについて，特定の要件を満たすかという問題は，残されたままである。